

市第35号議案

横浜市手数料条例の一部改正

横浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成19年9月13日提出

横浜市 長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市手数料条例の一部を改正する条例

横浜市手数料条例（平成12年3月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第25号中「第13条第1項」を「第15条第1項」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(25)の2 温泉法第16条第1項又は

第17条第1項の規定に基づく温

泉の利用の許可を受けた者の地

位の承継の承認申請手数料 同 7,400円

附 則

この条例は、平成19年10月20日から施行する。

提 案 理 由

温泉法の一部改正に伴い、温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継の承認申請手数料を徴収する等のため、横浜市手数料条例の一部を改正したいので提案する。